

第一百四十四回

参議院科学技術特別委員会議録第八号

(三三三)

平成九年六月六日(金曜日)

午後一時開会

政府委員

官房長官
官房審議官沖村
憲樹君吉川
正昭君猪熊
重二君

安正君

鹿熊
芳男君吉川
令則君岩永
幸子君

海老原義彦君

北岡
秀二君松村
哲男君及川
順郎君水島
裕君山本
正和君萱野
茂君阿部
幸代君立木
洋君矢田部
理君國務大臣
(科
學
技
術
大
臣
長
官)

近岡理一郎君

委員の異動

六月四日

辞任

中尾
則幸君

補欠選任

二木
秀夫君萱野
茂君

補欠選任

山崎
正昭君猪熊
重二君鹿熊
吉川高橋
令則君川橋
幸子君岩永
浩美君

海老原義彦君

北岡
秀二君松村
龍二君山崎
正昭君及川
順郎君萱野
廣中和歌子君水島
裕君山本
正和君萱野
茂君

委員

理事

出席者は左のとおり。

委員長

理事

辭任

二木
秀夫君

補欠選任

萱野
茂君

補欠選任

山崎
正昭君猪熊
重二君鹿熊
吉川高橋
令則君川橋
幸子君岩永
浩美君

海老原義彦君

北岡
秀二君松村
龍二君山崎
正昭君及川
順郎君萱野
廣中和歌子君水島
裕君山本
正和君萱野
茂君

説明員

会委員長
原子力安全委員外務大臣官房審
議官都甲
泰正君塩入
武三君稲川
照芳君内池
浩生君氣象廳地震火山
部管理課長河村
武和君池田
要君谷口
富裕君加藤
康宏君河村
武和君池田
要君

それから、北朝鮮に関してはこれまでのところCTBTについての考え方を明らかにしておりません。

こういうような状況で、CTBTの発効のためには、ただいま先生がおっしゃいましたように印度、パキスタンなどの条約十四条一に特定された四十四カ国がすべて批准書を寄託しなければ発効しないということになつておりますが、現時点では発効の見通しは具体的に立つていない、申し上げることはできない段階でございます。

我が國といたしましては、これらの国に対し、やはりより多くの国が C.T.B.T.を批准するににより核実験禁止に対する国際社会の総意といふものを示していくこと、現在のところ百四十四カ国が署名しており、批准国が二カ国といふように承知しておりますけれども、この数が大きくなつて国際的な総意を形成していくこと、それから多數国間のいろんなフォーラムがござりますけれども、例えば A.S.E.A.N のリージョナルフォーラムというような機会を設けまして、特にインド等との間で対話を重ねて信頼醸成を進めていきたいと思っておりますし、他方、二国間のいろんな対話の形がござりますので、そういう機会に署名・批准などいうことを働きかけていただきたいと思つております。

我が国が国といたしましては、先生御指摘のようにCTBTというのは極めて大事な条約でございまして、これが一刻も早く発効するよう努力してまいりたいと思つております。

えて考えてみますときに、日本が果たしていく役割というのは非常に大きなものがあるだろうと思思います。そのあたり、重々御承知だろうと思います。されども、せひともそういう観点にのっとった上で、継続してより強力にそのあたりの外交を推進していただきたいと思う次第でございます。

CTBT条約の中身の問題について、ちょっとこれは基本的なことでござりますけれども、発効したら、例えば核爆発あるいは核実験をやった国に対してもどのような制裁措置がとられるようになつておるのか。そしてまた、なつかつ今申し上げましたとおり、条約の発効までどのぐらいあと年数がかかるかわからぬ。ちょうど昨年でしたね、中国あるいはフランスの核実験ということとなつておるのか。そこでまた、なつかつ今申し上げましたとおり、条約の発効までどのぐらいあと年数がかかるかわからぬ。ちょうど昨年でしたね、中国あるいはフランスの核実験ということとで、日本の国内はもとより全世界にいろいろな波紋を及ぼしたというような状況の中で、発効前、これからどのくらいかかるかわかりませんけれども、その間の制裁措置というのは何らかの方策となるのはないものですから。

○ 説明員(福川照芳君) お答え申し上げます。

ただいま先生がおっしゃいましたように、条約が発効しました場合におきましては、条約上は次のような措置をとることになりますおりまます。

五条四におきまして、締約国会議または事態が取急である場合には、執行理事会は問題について国际連合の注意を喚起することができるというふうになつております。

しかしながら、条約自体がまだ発効しておりませんので、こういう条約上の制裁措置ということをとれないうことになつております。しかししながら、C T B T の条約自体は既に百四十四の国が署名しております、二カ国が批准しているといふ状況で、ウイーンの条約法によりますと、一たん署名した国につきましては条約の趣旨に反することができないということになつております。

そういう意味で、このような多数の国が参加されるいは署名しております核実験禁止に違反する行為を行ふということは実際上はなかなか難しいということです。そういう意味で、この条約が採択されたということが核実験禁止のための一歩前進であると理解しております。

○北岡秀二君 制裁措置ということにこれまで関連することありますけれども、条約の中では何ございまますが、発効までの間に国际的な監視体制を置くことになるわけですが、それとも、それがどれなのか、このあたりはどうでしょうか。

五条四におきまして、締約国は問題について「事態が急である場合には、執行理事会は問題について『国際連合の注意を喚起することができる』というふうになつております。

しかしながら、条約自体がまだ発効しておらずせんので、こういう条約上の制裁措置ということをとれないことになつております。しかしながら、CTBTの条約自体は既に百四十四の国が署名しております、二カ国が批准しているといふ状況で、ウイーンの条約法によりますと、一たん署名した国につきましては条約の趣旨に反することができないということになつております。

そういう意味で、このような多数の国が参加されるは署名しております核実験禁止に違反する行為を行うということは実際上はなかなか難しいことになります。そういう意味で、この条約が採択されたということは核実験禁止のための一歩前進であると理解しております。

○北岡秀二君 制裁措置ということにこれまで問題連することありますけれども、条約の中では国際的な監視体制を置くということになるところでございますが、発効までの間に国際的な監視体制がとれないと、このあたりはどうでしょうか。

○説明員(福川照芳君) お答え申し上げます。

条約の第四条はいわゆる検証制度、この条約の最も根幹をなす検証制度でござりますけれども、この条約が効力を生ずるときに、検証について条約が定める要件を満たすことができるものとするというふうに規定しております、この条約の発効時までに検証制度を整備するということになつております。

しかしながら、条約が署名されていままだ間もない段階でございまして、この段階におきましては、在ウイーンにおいて包括的核実験禁止条約機関の準備委員会というものが設けられておりまして、国際監視制度を含む検証制度の整備について作業計画に関して鋭意検討を行つていろいろとござります。具体的な整備状況がいつになるかとい

ことは現在のところ申し上げられませんけれども、その準備段階をやつておるというところでございます。

○北岡秀二君 もう前段にも申し上げましたけれども、今まさに日本の国際貢献というのが内外問わず問われておる状況にござります。私は本当に今の日本の特色というか、これから本当の意味での貢献ということを考えてみますときに、国連の舞台あるいは国際舞台の中で日本がこういう分野においてどんどん先進国の一員として積極的に貢献をしていくというのが非常に大きな役割のようを感じがいたします。

ですから、ぜひとも、これからまだまだいろんな課題もあるだらうと思いますけれども、日本側はこのたび先進国の他の諸国に先駆けて批准をするという動きがほん目前でござりますので、そのためどんどんフォローしていただきたいと思う次第でござります。

法律について科学技術庁にお伺いしたいわけでござりますけれども、このたびの法案というのには核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の部分改正でござります。これは本当に文字どおり、核物質や原子炉の利用等についての規制を行う法律というふうに私ども理解をしておるわけでござりますけれども、この C T B T に関する法整備といたことで、なぜこの条約に対する法改正で臨もうとしておるのか、そのあたりのねらいをお伺いさせていただきたいと思います。

○政府委員(池田要君) お答え申し上げます。

先生が今おっしゃいました法律は短くは原子炉等規制法と称しておりますけれども、そもそも核爆発装置が原爆と水爆に大別されるわけでございまますし、現在の技術レベルではそのいずれもが実際にには核燃料物質、ウランですかアルミニウムを用いて核爆発を生じさせるものでござります。我が国では製鍊から使用、再処理、廃棄と申します一連の核燃料物質にかかわりますこういった行為を原子炉等規制法によって規制しております。

米原子力協力協定などの二国間の原子力の条約、それから核兵器の不拡散に関する条約、それから核物質の防護に関する条約、こういった原子力関係の条約を国内で担保しますときの法律として機能もしてございます。

CTBTが禁止いたします核爆発も核燃料物質を用いた事象でございますし、原子力、いわゆる核エネルギーを伴いますものでございますから、CTBTも原子力関係の条約と位置づけることが可能であると考えておりますし、こうした観点からも原子炉等規制法で担保することが適当だという判断に至った次第でございます。

○北岡秀二君　ありがとうございます。

次に、核物質の管理という観点からちょっと質問をさせていただきたいと思います。

このCTBTということに関して我が国が、国が間違いを犯すということは基本的にはまずあり得ないだろうと思うわけでございますが、最近の犯罪の悪化の傾向あるいはテロリストという問題等を考えてみますときに、私はCTBTの批准ということを機に、より核物質の管理というのを強化する必要があるのではないかなどというような感じがするわけでございます。

と申しますのは、これもちょっと全然違う例えでございますけれども、つい先日の東海村の動燃の事故の現場においても、イタリア人が侵入をして写真を撮ったというような出来事もございました。これは多分、本来侵入禁止の領域まで入って、どさくさに紛れて入ったのかどうか知りませぬけれども、入られた。これがもし万が一テロリストであればというようなことを考えてみますときに、私は内部構造等を十分に承知せんけれども、ややもすると危険な場面もあるんじやないかなというような感じがするわけでございます。

また、この原子炉等規制法につきましては、日

○政府委員(池田要君) お答え申し上げます

す。したがいまして、核爆発という行為につきましてもこの原子炉等規制法で規制することが適当であると考えるに至った次第でございます。
また、この原子炉等規制法につきましては、日本原子力協力協定などの二国間の原子力の条約、それから核兵器の不拡散に関する条約、それから核物質の防護に関する条約、こういった原子力関係の条約を国内で担保しますときの法律として機能もしてござります。

我が国は、原子力基本法の精神にのつとりまして、先ほど申しました原子炉等規制法などによりまして原子力の開発、利用につきましては平和的・目的に限定して進めてきてございます。

具体的に申しますと、原子力の事業者に対しましては計量管理、こういった規定の作成それに基づきます核燃料物質等の厳格な管理、それから

○北岡秀二君　ありがとうございます。
次に、核物質の管理という観点からちょっと質
用いた事象でございますし、原子力、いわゆる
核エネルギーを伴いますものでございますから、
CTBTも原子力関係の条約と位置づけることが
可能であると考えておりますし、こうした観点か
らも原子炉等規制法で担保することが適当だとい
う判断に至った次第でございます。

ことを現場で確認いたしますために査察を実施しております。

この C T B T といふことに關して我が国が間違いを犯すということは基本的にはまずあり得ないだろうと思うわけでございますが、最近の犯罪の凶悪化の傾向あるいはテロリストという問題等を考えてみますと、私は C T B T の批准ということを機に、より核物質の管理というのを強化する必要があるのではないかなどというような感じがするわけでございます。

このよう^に核燃料物質につきましては厳格な管理が行われているところといふことでござりますけれども、先ほど先生から御指摘がありましたとおりなことも考えますと、このCTBT条約の締結を機にさらに一層こうした現在の核物質の管理体制の徹底に努めてまいる必要があるかと考えております。

○北岡秀二君 いろんな意味で日本の国内の安全な神話というのが崩れていますので、そのあたりも、これも動燃の問題でいろいろ原子力関連の問題について再点検をされるだらうと思いますけれども、今申し上げた部分もこのたびの法律改正とともに、

○北岡秀一君 結構です。
○國務大臣(近岡理一郎君) ブルサーマル計画の推進につきましては、先生御案内とのおり、二月四日の閣議了解を踏まえまして、今もお話をあります。したとおり、何としてもやはり国民全体あるいはまた立地の地域の方々の理解と協力がなければできないわけでありまして、そういった意味で最大限の努力をしていかなきやならぬと、このように思つております。過般、私も通産大臣と一緒に、さらには総理からも福島、新潟、福井の三県の知事へ説明を行いましたし、また両省局で協力して地方自治体あるいは議会等への説明も行つてきましたところでございます。
今後とも地元の意向を十分踏まえながら、地元の県議会あるいはシンボジウムあるいはフォーラム等の場での説明、さらにブルサーマルの意義、安全性能等にかかる一層の情報公開等、政府が一体となって積極的な対応をこれから行つてしまいりたい、このように思ひます。
最後に、もうあと時間がわずかしかございませんが、大臣にお伺いをいたします。
今のお管理という観点でもそうですけれども、我が国がブルサーマル利用政策を推進していく上で、管理というのも非常に重要な要素でござります。ところが、ブルサーマルの利用に関連して、我が国のブルサーマル計画、一連の東海村の出来事以降、ある意味でいうと順調にそのあたりの計画を推進していく環境というのは整いつつあります。ですから、一挙にそのあたりも非常に大きな障害がやってきたということでございます。しかしながら、我が国のいろいろな将来の原子力政策、エネルギー政策ということを考えてみると、ときに避けて通れない問題である。
このブルサーマル計画について、今後の取り組みの姿勢、大臣はどういうふうに考えていらっしゃいますか、お伺いいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○高橋令則君　法案に関連をして、少し前提となります。条約の問題をお尋ねしたいと思います。
いわゆるCTBT、包括的核実験禁止条約そのものはきょう午前中、参議院で承認議案として可決をされております。そういう意味で、まさに我が国が条約の実施に向けて大きく踏み出したということが言えるわけでございまして、非常に意義あることだというふうに理解をしております。
しかしながら、さつき北岡委員も言われましたように、条約の発効まではどうも相当山がありそうだ。条約そのものを我が国は批准したとしても、国際的に本当に効力を持つまではどうも一山も二山もありそうだというふうなことが大いに懸念をされているわけです。それで、さつきインド等、保有しているあるいは反対している国の名前が挙がりました。ちょっとこれは難しいことですけれども、北岡委員の御質問の中で今後の見通しについてのお答えが私にはちょっと不十分だったようと思われますので、一体このCTBTが発効するのにどういう期間的な見通しとかそういうものをお持ちであるか、もう少しお聞かせをいただきたいというふうに思います。

がこれからの国際社会の課題であると思つております。そして、その意味でこれらの国に対していくかにして働きかけを行つていくかと、そういうことが私どもにとりまして大変大切な努力目的であると思つております。

その方法といたしましては、国際社会全体の意思として、この条約はぜひ批准すべきであるという政治的なプレッシャーをかけています。そういう意味で、条約の批准を一刻も早く国際社会を代表するような大きな声としていきたいということをございまして、今回批准の手続をいただいておるわけでござります。

それと、さらにはこれらの国が属しております地域のいろいろな対話のフォーラムがございますけれども、そういうフォーラムにおきましても各国の総意として働きかけていく。さらに二国間のレベルでいろんなことで対応の場がございます。若干北朝鮮については難しいわけでございますけれども、国際連合の加盟国でございますから、国連におきまして条約についての対応を明らかにして、そして国際連合全体として条約の批准が重要なであるということを働きかけていくということが現在考えられております方法でございます。

こういうあらゆる手段を使いまして、特に二国の条約の批准を実現して条約を発効させていきたいというふうに考えております。

○高橋令則君 見通しをもう少し具体的に答えておきましても、対応の場がございます。若千北朝鮮については難しいわけでございますけれども、国際連合の加盟国でございますから、国連におきまして条約についての対応を明らかにして、そして国際連合全体として条約の批准が重要なであるということを働きかけていくということが現在考えられております方法でございます。

</div

振動の四種類の監視技術を用いて監視網を完成することになります。その意味で、条約が目的といったまます核実験、核爆発について十分に対応できるような監視網ができるというふうに思つております。

○高橋令則君 手元の資料によりますと、四つの観測網のトータルは全世界で合計三百二十カ所と、いう数字が手元にあるんですけれども、いずれにしても、少なくとも条約で決められた、あるいは予想された爆発、これはきちんと検証しなければ実効が期せられないわけです。特に、地震とかそれから微気圧振動、それから放射性核種監視といつた、日本が関与できるあるいは貢献できる分野については、我が国の技術精度という点からい

たしまして期待が大きいようでござりますので、我が國としてもその面では十分貢献していく必要があるというふうに思ひます。

それで、我が国の状況についてお尋ねしたいんですが、現状はそうだとして、恐らく今後国際機関に対する経費の分担等も含んで、全世界的に観測網の整備を進められると思いますが、我が国の今後の条約の発効に向けて、こういう観測網の整備はどのように進められる御予定なのか、それを伺いしたいと思ひます。

○政府委員(加藤康宏君) 今、先生御指摘の二種類でございますが、私の方から放射性核種の監視

御指摘のように、C T B T を受けまして、放射性核種の監視施設といたしまして国内で二ヵ所、これは沖縄と群馬県高崎でございますが、そこの観測所及び一ヵ所の実験施設、これは東海村でございますが、これらを設置する予定としておりまします。具体的には日本原子力研究所においてその設置に向けて調査検討を開始したところでござります。

また、先ほども御説明ございましたが、ウイーンの方におきまして、その C T B T 条約の準備委員会におきまして、放射性核種の施設を含めまして、

た施設につきまして、その能力とか運営方法について技術的な検討が進められているところでござります。

○政府委員(加藤康宏君) 条約の履行に関するものでござりますので、そういうデータは日本のものにつきましても一元的に外交チャネルを通して報告されるものと考えておりますので、外務省での調整のもとに進められる話だと考えております。

○高橋令則君 外務省、そういうことですか。

ということは、今までこういうことがあつたわけでしよう。チエルノブリヤだつたか何だか核爆発があつた。そうしたら、オーストラリアとかそっちの方が速くて日本は遅かつた。それは伝達の、要するに観測機関と行政の連携等いろいろ

なことがあってそんなになつちやつたという話があるわけです。同じようなことが各国で起きるとすれば、国際的な監視網というのは機動的に作動しないという場合があり得るわけです。かいつて、国には国の主権がありますから、国家主権との関連でそれは一体どういうふうに整理されているんだろうと思ってお聞きしているわけです。

○説明員(福川照芳君) お答え申し上げます。

実験を探知するためのデータでござりますけれども、これはウイーンに本部を置きます事務局内にセンターを設けまして、そこに対して各国の各地域に設置されます国際監視網によつてデータが

随时入るようになつております。そして、そのデータセンターに入りました情報につきましては、各国に対して直ちに伝達されるということになつております。そこで、この情報のシェアといふものは、キーワードでございまして、この点が十分確保されるよう条約上はなつております。

したがいまして、我が国いたしましては、この国際監視制度によつて得られますデータといふものを各国との間でシェアして、日本の国内においては関係省庁との間で情報をシェアして十分にこれを活用してやつていただきたいというふうに考えております。

○高橋令則君 ちょっといまいちわからぬとこ

ろがあるんですが、それだけにこだわっているわけにはいきませんので、国際機関にいわゆる端末から直接データが行くのか、それとも途中で、我が国として国の主権というものがありますから、それをカットして、そして、加工とは言いませんけれども、そんなことをするのかしないのか。そういうふうなルートによつても非常に違つてくると思います。それは条約の問題があるでしょうから、そこら辺をきちんと整理して混乱が生じないように、しかも迅速に条約の目的が達せられるようには措置していただきたい。これは要望を申し上げておきます。

それから、気象庁の方においていただいているのでもちよつとお尋ねをしたいんですけど、微気圧振動監視は気象庁の御担当でいらっしゃいますね。これは四つの観測網のうちの、四分の一といふのはなんですが、非常に大事なパートを占めるわけですが、これはもう既にある装置だといふうに聞いておりますので、過去に核爆発等についてどういうふうに探知をされて、どの程度の成果があつて、そして今後はそのまでいけるのか、それともやはり条約に伴つてさらにより精度の高いものに整備を要するのか、その辺を、過去の実績と併としての条約の発効に向けての整備のお見込みについてちょっとお尋ねをしたいというふうに思います。

六

ただ、近年、核爆発実験が地下で行われておりますので、そのために気象庁の観測では微気圧振

核爆発といいます原子力の利用を一切禁止すると
いうことを目的とするものでございまして、現行

○高橋令則君　ちょっとと時間も過ぎましたので、法文に入つて、「三お尋ねをしたい」と思います。第一条のところで、「原子力の利用等」という改

及び利用」という範囲ではなかなか読みにくいくらいしたことから、むしろ「等」を加えまして、またそういうことによってこの利用の禁止を改める原子力機関の職員が査察を行つておられますけれども、これもかなり長年の経験を持つておりますけれども、一切そういった問題が生じたことは

正がございますね。技術的な改正だと思いますが、研究開発の利用を「利用等」というふうにくくつてしまつた理由、法令用語で「等」というのは大変いろいろな意味に使うわけでありまし

ようにしたと。この際に、この考え方といいたしましては、そもそもどとの規制法にございました「原子力の研究、開発及び利用」において使っておりました

て、この点をお尋ねしたいと思います。
それから第二点は、六十七条の第四項、第五項、それから六十八条の三の第一項にかかわってですが、内閣総理大臣は関係者に対して報告をさ

「利用」という用語でござりますけれども、これはこの当時は、もともとの趣旨は、研究、開発、その次の利用ということで、これはそもそも実用化といったことでの使われ方がされておつたと。

せることができます。しかし、こういう国際機関から報告を求めるに於いては、国際機関に直接ではなくて、一たん國として受けとめて國が報告するという形になるんだろうと私は解釈をしているんです。それで、そういうことでよろしいかどうか。それから、六十八条の三ではいわゆる条約機関の職員が入ってくるわけです。これが国内の職員と同じように一定の行動をすることになつてゐるのですが、これにかかわって、もし不法行為的なものが生じた場合の賠償の問題がどうなのか、これをお尋ねしたいと思います。

そうしたことから、今回はこの「利用」ということをむしろ「研究、開発及び利用」、これも一切含めまして広い範囲で「利用」という言葉を用いることにし、かつ「等」ということでこのようないくつかの利用形態を含めて、核爆発利用の禁止といった意味合いまで含めることにさせていただいた次第でございます。
それからもう一つ、報告につきまして、このC T B T 機関に対する報告については、一たん国が受けとめて、それから報告をするということでよろしいかといつたお尋ねがございました。
確かに先生御指摘のように、この報告の徵収は、国が関係者から一たん報告を徵収した上で、

それから罰則ですか、第七十六条の三で七年以下の懲役というふうになつております。これは、既存の条文は、御承知のように、生命それから財産の危険を生じさせた者は十年以下、それからこれらをもつて脅迫したのが三年以下というふうになつてゐるわけだけで、ちょうど真ん中辺でこれほどのかなといふうな気もしないではあります。せんが、その辺の罰則の考え方、以上の点をお尋ねしたい。

○政府委員(池田要君) 今般、原子炉等規制法につきましては「目的」を改正いたしました。

この「利用等」と改正した理由でござりますけれども、このC.T.B.T.につきましては、そもそも

国際機関として設けられますCTBT機関に報告することとしてござります。

それからもう一つ、外国人が査察におきましては入ってくるわけでございます。その際に不法行為が行われた場合に、これに対する賠償等はどうなつてているかといった御質問がございました。

今回、査察が行われます際には、この法律におきましても政府の職員が立ち会うといったことにしてござります。したがいまして、この査察が適法に行われるよう確認をするということが行われるわけでございますから、一般的に申し上げまして、査察員が不法行為を行うといったような事態が起こるという可能性は極めて低いと思ってお

また、これにつきましては、これまで原子炉等の発生を必ずしも要件としないで、核爆発を生じさせた者を罰する場合の量刑といたしましては、その一つ下のランクとしての七年ということにします。た次第でござります。

ただし、先生が御指摘のように、仮に査察員の不法行為があつたといった場合につきまして、今回のお改正におきましても、それからこれまで類似の国際機関によります査察におきましても、特に賠償請求といったようなことについての規定は設けてございませんけれども、仮にこういった不法行為が行われたといったことになりますと、国民の権利保護のために政府としていかなる対応をするかといったことにつきましては、査察員に与えられました資格の取り扱い、例えば外交上の特権ですとか、こういった扱いも含めてどうするかという点につきましても外務省と相談してまいりましたことにならうかと思っております。

それからもう一つ、罰則につきまして、七年以下の懲役と二年とにつきましてのお尋ねがございました。

今回のこの規定は、包括的な核実験の禁止を担保するために、危険の発生といったことの有無を問わないで、核爆発を生じさせたといったこと由体を禁止するものでございまして、これを生じさせた者を罰しようといったものでございます。

量刑といったことになりますと、現行の原子炉等規制法におきましても、核爆発を含めてこの核分裂を起こさせて、仮にそれが放射線を発生させて危険を生じたといった場合の量刑ということになりますと、十年の懲役としてございます。

こういったことから比較しました場合に、危険の発生を必ずしも要件としないで、核爆発を生じさせた者を罰する場合の量刑といたしましては、その一つ下のランクとしての七年ということにしります。

○高橋令則君 時間ですから、終ります。
○川橋幸子君 C T B T 締結そのものにも賛成でござりますし、それに伴います国内法制の整備ということで、今回、原子炉等規制法、フルネームは大変長い名前のようにございますが、この法改正にも賛成でございます。
きょうは、私は、我が国のブルトニウム政策といいましょうか核燃料サイクル政策のあり方といいましょうか、あるいは見直しの必要についてという観点から、今法案に関連して質問させていただきたいと思います。
動燃が国民各層からの大変大きな不信を受けているわけでござりますが、これは動燃にとどまらずに科技庁に対する不信にもなっていると残念ながら言わざるを得ないと思いますし、それから、役所に対するというよりも、むしろ日本の原子力行政、原子力政策はこれでいいんだろうかという、そういう基本的な問い合わせを国民の側から現在私どもはいただいているような気がいたします。
安全神話といいましても、今回の経験を踏まえると、やはりどんなに日本の技術力が優秀であつたとしても、日本だけが例外ではあり得ない。核の問題あるいは核燃料の問題というのは、どの国も非常に夢を追いながらも手痛い失敗を繰り返して、現在、高速増殖炉からは撤退という、こういう状況になつてゐるわけです。日本だけが例外ではありませんのでないのではないかという、こういう気持ちが素人の国民であるからこそ余計強くでしょうが、私自身もそうでござりますけれども、もう一回この核燃料サイクルの計画を基本的に見直す必要があるのでないかと思つてゐるわけでござります。
ということで、まず第一点は、現在運転停止といいますか、運転凍結しておられる「もんじゅ」でございますが、高速増殖炉につきましては、電力業界からのコストの問題等々も提起されているところでございまして、当面の運転凍結というよりも、むしろ計画そのものを凍結して、「もんじゅ」の役割というものを見直す必要があるのでござります。

はないかと思いますが、いかがでござるましょう

か
□

役割の見直しという意味は、せっかくここまで研究が重ねられてまいりました「もんじゅ」でござりますので、「もんじゅ」の性格をブルトニウム増殖から、むしろ国際的な研究機関というふうな、核燃料のごみとしての要素を解消できるようなら、そういう新たな研究機関として見直すということが考えられると思いますが、いかがでございましょうか。

○政府委員(加藤慶左衛門) 高速増殖炉は「きまし」て、もう先生十分御承知と思いますが、限られる貴重なウラン資源の利用効率を軽水炉の数十倍にしております。しかも、技術を確立すればエネルギーが得られるという意味で、日本にとつても非常に適したエネルギー確保手段ではないかと思つております。

今、先生から「もんじゅ」は研究炉として活用すべきだという話がございましたが、もともと「もんじゅ」自身は研究開発のための炉でござります。増殖というのも当然その目的ではございますが、高速炉のシステムがきちんと機能していく、そういうことを実証するということが非常に重要なわけでございまして、そういうのが動きますれば、先ほど先生が燃焼に重点を置くとたしかおっしゃったと思いますが、そういうようなことも研究としては可能なわけでございます。いずれにせよ、「もんじゅ」がきちんと動かないとそういう研究もできないわけでございます。

その「もんじゅ」でございますが、事故を起こした後、現在、原子力委員会の高速増殖炉懇談会におきまして、幅広い人からの御意見をいただきているわけでございます。そういうところで当然そういうような御意見も出るかと思いますが、いずれにせよ、そういう「もんじゅ」の扱いを含めました将来の高速増殖炉開発のあり方につきまし

で、現在審議中でございます。

それらの結論を踏まえながら、高速増殖炉のあ

○川橋幸子君 現在審議中ということでその事情はわかるわけでございますが、私が申し上げておりますのは、三十年間一つの路線をずっと追い続けてきたけれども、残念ながら大きな転換期といいますか、大きな課題にぶち当たっていると。ですから、「もんじゅ」を動かすなどとか何とかいいうよりも、もうひとつ打開点を探るためにどうすればいいかという意味で私きょうは質問しているつもりでござります。

用済み燃料といいますのは、以前も私、この委員会で、大変厄介なごみと考えるのか、新たな工本ルギー源と考えるのか、あるいはもう一つは、日本は原子力は平和利用に限ると申しておりますけれども、絶えず国際社会では核兵器の要素になるのではないかという、非常に大きな三つのことが問われておられます。この三つをうまく解決するものが「もんじゅ」に象徴されることだったのでございますが、それがとんざしていることの問題をどう解決すればいいかということになるわけでござります。

私は、ここはひとつ、国民の信頼を得るというのには、豆子などを言つしるその要素に付けて、「

のには凡てなにかと言ふるその要義を如しくして、
ういうふうに対応していくのか、誠実な対応の姿勢を示すことがむしろ国民の不信を解消していく
新たな出発のもとになるのではないかというそういう
いう感じがするわけでござります。
つきましては、「もんじゅ」が現在、御案内の
ような状況にあるといいたしますと、まず需要に目
合った規模にブルトニウムの再生産というと競争で
すね、何というんでしようか、専門家の言葉でも
う一回言つていただいて結構でございますが、そ
ういうことを考へるとすると、六ヶ所村の再処理
場の見聞について、また見直しまして、

直す必要があるのではないかと思いますが、いか

がでしょうか。

○政府委員 加藤康宏君) 使用済み燃料は我々は資源と考えておりますて、その中に含まれておりますブルトニウムを再利用していくというの我が々の基本的な考え方でございます。
それからもう一点、「もんじゅ」とか高速増殖炉は非常に将来のものでございまして、将来のエネルギー確保のためにそういう技術を確立していくたいとこうことでござります。

○政府委員(谷口富裕君) お答えいたします。
先生御指摘の九四年の見通しの後、「もんじゅ」の事故等の状況も踏まえまして、総合エネルギー調査会の基本政策小委員会、さらには原子力部会という二つの部会でエネルギー全体の今後の長期的な見通し、とりわけその中の原子力の位置づけ、進め方について検討してまいりまして、それ、昨年末、原子力部会についてはことしの二月末に報告が出たところでございます。
それから、費金としましては、アーノ

地域を中心としました今後の世界のエネルギー消費の堅調な伸びというのを背景としますと、資源に乏しい我が国にとりましてはエネルギーの安定供給を確保するということが一層重要な課題になつていくことになります。それから、とりわけ化石燃料の消費に伴いまして発生しますCO₂の排出によります地球環境問題、いわゆる地球温暖化問題への対応も重要なという認識でございます。

こういった状況にかんがみまして、供給の安定性、環境特性の点ですぐれでおり、さらに発電コストの安定性という点でもすぐれた特性を有しております原子力発電は重要なエネルギー源であるということ、既に我が国の総発電量の約三割を担つておるところでございます。

今後とも、皆エネルギーの散底、新エネルギーの

開発導人に最大限努力するということと並行しまして、安全の確保及び平和利用の堅持を大前提にしました。さらに国民の理解と協力を得ながら実に原子力開発を進めていくことが重要であるというふうに認識しております。

○川橋幸子君 私は、本当に素人ですからわからないことを言つてしまふのですけれども、CO₂の排出量、日本がこしと京都の国際会議まで招致しまして熱心に取り組んでいるというのはよくわかるのでござりますけれども、CO₂の抑制について原子力を電力の供給手段とどうのよそいの印か

かと思ひますが、いかがでしようか。

○政府委員(谷口富裕君) お答えいたします。

生源はたくさんあるような気がいたしまして、その辺は少々わからないのでござります。

でもまあこの場で伺っても仕方ございませんので、またわからない点はお教えいただきたいと思ひますが、国民的な信頼を得るよう説明をしてくださるということでございますので、その説明をよろしくお願ひしたいと思います。どうもありがとうございました。

そこで、また科技庁の方に質問を返したいと思ひます。

原子力発電は動かさざるを得ない、動かなければ日本のエネルギーは賄えないというのは私によくわかつております。動かす以上は、使用済み燃料といいますか、私はこの場ではごみと称しておりますけれども、そういうものが出てくるわけです。どうやつてそれを保管するのでしょうか、貯蔵するというのでしょうか、これも言葉が難しい、ごみなど貯蔵も保管も変なんですねども、現在のところは六ヶ所村と、それから発電所があるその施設の立地場所ということになります。

ごみの発想で伺いますと、やっぱりごみは、ごみ持ち帰り運動などという言葉もござりますように、それによって受益をする消費地でその貯蔵といふのは考えるべきではないかという話が出てきているわけでございますが、新たな貯蔵場所というものを検討していくだくというのはいかがでございましょうか。これは大臣にお尋ねさせていただきたいと思います。

○國務大臣(近岡理一郎君) 使用済み燃料保管につきましては、幾つかの発電所におきまして、その貯蔵能力の増強を地元の理解を得ながら行ってきたわけであります。さらに、長期的な対応としまして、二〇一〇年を目途に、発電所敷地外における貯蔵も可能となるような所要の環境整備につきまして早期に結論を得るべく、当厅並びに通産省及び事業者等から成る使用済み燃料貯蔵対策検討会を設置いたしました。二月より検討を開始し

発電所の敷地外における貯蔵につきまして、現時点で特定の立地地點の見通しを有しているわけではありませんが、当庁としましては、今後、通産省と連携をとりながら、今申し上げました検討会の場等を通じまして議論を深めてまいりたい、このように思います。

○川橋幸子君 新たな場所について、ぜひ御工夫いただきたいと思います。

そこで、先ほどもうブルサーマル計画、質問もありましたし、私の答弁にも局長の方からお答えいたしておりますのブルサーマル計画でございまが、このブルサーマル計画といいますのも、やはり高速増殖炉の計画がとんざしたための代替的な計画というような感じで急浮上したような印象があるわけでございます。原子炉の制御というのは、通常のウランを燃やすよりもブリトニウムをさせればその安全性の確保というのは難しくなることは当然かと思います。

そういう意味で、ブルサーマル計画を浮上させてこれでやつっていくしかないという、そういう現状であるとすれば、その技術面の安全性などにつきまして格段の努力が必要な感じがいたします。この点についてお尋ねいたします。

○政府委員(加藤康宏君) まず最初に、ブルサーマルという考え方方は、我が国も高速増殖炉の開発をしようと、これは昭和三十年ごろだったかと思いますが、そのころから軽水炉でブリトニウムを燃やそうという構想がございまして、それ以降の長期計画におきましては、ブルサーマルと新型転換炉、そういうもので当面ブルトニウムを燃やして将来的には高速増殖炉につなぐ、こういう話でございまして、急浮上したというよりも、前々からそういうことが計画されておりまして、だんだん現実のものになってきた、よいよ実施する段階になってきたということで御理解いただきたいと思います。

なお、それから安全性の点につきましても御指摘がございましたけれども、既に欧米諸国におきましては、一九六〇年代からブルサーマルが着実

進められておりまして、諸外国では千六百体を超える実績、我が国では数体の実験的なものに加えまして、「ふげん」ではかなりの経験がござります。

いずれにせよ、当然プルトニウムとウランのMOX燃料といいますか、混合燃料とウラン燃料というものは多少違いますけれども、それは安全上特段の問題になるようなものとは考えておりませんで、我々としては技術はもう完成されているものと考えておる次第でござります。

したがいまして、先ほど大臣が御答弁申し上げましたように、先般の閣議了解を踏まえまして、立地地域の方々あるいは国民の理解を得られるよう最大限努力してまいりたいと考える次第でござります。

○川橋幸子君 言葉は悪いですけれども、私はいつも役所側の御答弁を伺っていますと、物は言いうだなという気がしてしまってござります。従来からこうであつて、今度こそ従来からの考え方が軌道に乗るというような、そういう御説明には私はくみしない人間でございます。

それでは最後に、余剰プルトニウムの蓄積といいましょうか、これも役所の方ではそういう表現については異論があるかもわかりませんけれども、諸外国が見る目というのは、どうしてもこういう目から、意地悪な目で諸外国の方からは監視の目が入ってくるわけでござります。特にアメリカの場合は、日本のプルトニウムに対して、不思議な感じがするんですけども、日米防衛協力ということがある中での日本のプルトニウムに対し非常に厳しい目を持っていると私は伺つております。

こういうことから考えますと、これから余剰プルトニウムがあえていくといたしますと、余計日本そのとした問題に対する、日本政府に対する意識、政策に対する政府の対応に対し監視の目が強くなつていくような気がいたします。

ということでお、まず一つ、こみを出さない工夫、夢のような工夫があるのかどうかはわかります。

せんけれども、もう一回初心に立ち返って基礎研究からこうした問題に取り組んでいただきたい、そういう基礎研究重視の姿勢を核の問題にも核燃料の問題にも示していただきたいと、私の希望でございます。

そうした点から、夢を語る原子力政策ではなくて、現実を説明して困難さを開拓するその道を説明する、そういう原子力政策に転換していただきたいと思いますが、もう時間もございませんので、大臣から一言伺つて終わらたいと思います。

○政府委員(加藤謙宏君) まず最初に、国際的なブルトニウムのことのございますけれども、我が国としましては、ブルトニウムの問題は透明性を大事にするということで、余剰のブルトニウムを持たないという政策のもとに、当然先ほどございましたI A E A の保障措置等も受けておりまして、国際的な理解も十分得てやっているつもりでございます。

それから、基礎研究に戻つて原子力を見直すという話もございました。特に、高レベルの廃棄物の処理処分に関連したものにつきましては、なおいろんな基礎研究が必要でございます。放射性核種を消滅するような夢のある分野もございますし、そういうようななどころにつきましては、またそういう夢の多いことでございますので、そういう基礎研究を重視しながら原子力を進めていきたいと考える次第でございます。

○立木洋君 この法律は、C T B T の条約を批准するに当たつて、それを履行するための一改正であるというふうに承知しており、私は妥当なものであるというふうに考えております。C T B T の本来の問題に関しては、きのう一日、外務委員会でいろいろお尋ねしましたから、そのことは省いて、きょうは特に核燃料物質の規制の問題に関して、若干この法条と関連してお尋ねしたいといふふうに思います。

ブルトニウムが核に利用されやすいということは前々から言われておりますし、とりわけこの問題に対しては、今お話をありましたように、ブル

トニウムの需給の透明性あるいはバランスの維持等々については非常に注意を払わなければならぬ問題として求められてきたというふうに考へているわけです。

ですから、原子力白書で、一九九四年初めてこの問題に対する需給バランス等の内容が公表されるようになります。九五年十月にも同じようないい問題として求められてきたというふうに考へているわけです。

原子力白書によって公表されておりまます。ところが、その後、「もんじゅ」での事故が起きました。

月の原子力委員会の原子力白書というのを持つてきているわけですが、ここに書かれてある我が国のプルトニウム需給見通しというのは、前の年のものが記載されているんです。新しい数字にはなっていません。つまり、プルトニウムは平成七年の白書で示された需給の見通しがそのまま掲載されているわけです。

現在の状況のもとでは検討されているというふうな先ほどお話をありましたけれども、現実には需給の見通しが立たなくなっているんではないか、一体どうなっているのかということをまず最初にお尋ねしたいんです。今のプルトニウムの需給の見通しについてははどうなっているのか、いかがでしょうか。

○政府委員(加藤康宏君) 今、先生が御指摘のプルトニウムの話は、平成七年の八月に立てたものでございまして、実はそれ以降改定しておりません。

我が国におきましては、先ほどから申しておりますが、核燃料サイクルを進めていく上でプルトニウムの利用状況をより透明性のあるものにしていく努力はしているわけでございまして、そのために長期的な二〇一〇年ごろまでのプルトニウムの需給見通しをつくつて明らかにする、それが先ほどでございます。そのプルトニウムの需給の見通しは関連する計画の進捗状況によつて変わる

ものでございまして、現在示されている需給見通しも変わり得る、そういう前提のものであります。

現在におきましては、「もんじゅ」の事故とか東海の再処理工場アスファルト処理施設の事故等でプルトニウム需給の見通しにかかる状況の変化はござりますけれども、大きな目で見ますと、基本的にには使用済み燃料を再処理して回収されるプルトニウムを利用していくという核燃料サイクルの重要な性は変わりようがございません。状況の変化につきましてよく見きわめながら、先ほども申しました余剰のプルトニウムを持たないという原則のもとに適切に進めたいと考えている次第でございます。

○立木洋君 加藤さん、一九九五年の八月以降見直しを行つていいこと自身がだめなんですよ、おかしいんです。「もんじゅ」の問題があつてプルトニウムの消費に対する見通しが変わってきたわけでしょう。その当時の、一九九五年の八月時点に基づくプルトニウムの需給の見通しについてはバランスをとつて書いてあるじゃな

いですか。これから後変わつていてるんですよ。

私は言いますけれども、「もんじゅ」の問題といふのは、技術的な問題だけではなくて地元で稼働する見込みがないんです。再稼働ができるかどうか

かめどが立つていらないですか。「ふげん」は再稼働しましたけれども、ここも満杯になつて

いる使用済み核燃料の貯蔵問題の解決と「ふげん」の位置づけの明確化が条件として取り上げら

れて、現地紙も見通しが不鮮明であるというふうな報道をしております。さらに、動燃の東海再処理工場の停止など、プルトニウムの需給は今後も

当面明らかにできる状況にはないんじゃないですか。

ここに書いてある内容をあれしますと、一九九四年から一九九〇年代末までの国内累積需要とい

うのは、「常陽」、「もんじゅ」、「ふげん」、合わせて約四トンです。そして、同じようにこの供給につつても約四トンになつております、東海再処理

工場及びその既返還分。ところが、「もんじゅ」はだめなんです。それより小型の「常陽」で使われるのがどれくらいの量になるのか。さらに問題は、二〇〇〇年から二〇一〇年までの年ペースの需給の問題も、供給の問題もバランスが合うようになります。

しかしながら出されている需給の面からいえれば、「もんじゅ」はいまだ再開の見通しができていません。

それから、高速増殖実証炉は「もんじゅ」が動かなければスタートしないんですよ。そして、建設が始まつたとしても数年かかる。設置の場所さえ決まっていない。ここで、この高速増殖実証炉は年間〇・七トン需給が生じるという事態が起こるんでしょうか。

さらに問題なのは、フルMOX-A BWRについても、大間あるいは柏崎、福島などが挙げられていますけれども、すぐにフルMOXにいくわけではありませんけれども、すぐには年間〇・七トン需給が生じるというのは、そ

のとおりでいいんでしょうか。

さらには、軽水炉MOX燃料利用、これについても地元自治体はまだ受け入れていないんです。先ほど、長官がおっしゃいましたけれども、いろいろ話をしていますけれども、なかなか動く状態になつてない。そうすると、これは年間一・六トン需要が生じると言つていてるけれども、この見通しで果たしていいんですか。

問題は、これについてバランスが合うようになつてない。そうすると、これは年間一・六トン需要が生じると言つていてるけれども、この見通しで果たしていいんですか。

高速増殖炉懇談会、原子力委員会がやつておりますこのプルトニウム需給の見通しといふのは約二年前のものでございますが、非常にいろいろな仮定を置いておるわけでございます。

それで、いつころこれが見直せるかということございますが、当然我々も二年前のものをずっとこのまま使うというわけではございません。いずれの時期には見直さなきやいけないと考えておられます。

一つの考え方としましては、先ほど申しました

高速増殖炉懇談会、原子力委員会がやつておりますこのプルトニウム需給の見通しといふのは約二年前のものでございますが、非常にいろいろな仮定を置いておるわけでございます。

それで、いつころこれが見直せるかということございますが、当然我々も二年前のものをずっとこのまま使うというわけではございません。いずれの時期には見直さなきやいけないと考えておられます。

○立木洋君 や、そういう答弁では私は困ると言つてはいるんですけど、それ

このことを勘案しながら適切なときに見直しをした

いと考へておる次第でござります。

○立木洋君 いや、そういう答弁では私は困ると言つてはいるんですけど、それ

のとおりでいいんでしょうか。

さらに、軽水炉MOX燃料利用、これについても地元自治体はまだ受け入れていないんです。先

ほど、長官がおっしゃいましたけれども、いろいろ話をしていますけれども、なかなか動く状態になつてない。そうすると、これは年間一・六トン需要が生じると言つていてるけれども、この見通しで果たしていいんですか。

問題は、これについてバランスが合うようになつてない。そうすると、これは年間一・六トン需要が生じると言つていてるけれども、この見通しで果たしていいんですか。

高速増殖炉懇談会、原子力委員会がやつておりますこのプルトニウム需給の見通しといふのは約二年前のものでございますが、非常にいろいろな仮定を置いておるわけでございます。

それで、いつころこれが見直せるかと考へておる次第でござります。

話がありましたが、より厳しくなつてくるんです。いつ普ルトニウムの需給見通しが明確な形で出せるんですか。何年は何月までに出せるかという問題について明確にひとつしていただきたい。

○政府委員(加藤康宏君) 先ほどから申しておりますこのプルトニウム需給の見通しといふのは約二年前のものでございますが、非常にいろいろな仮定を置いておるわけでございます。

それで、いつころこれが見直せるかと考へておる次第でござります。

高速増殖炉懇談会、原子力委員会がやつておりますこのプルトニウム需給の見通しといふのは約二年前のものでございますが、非常にいろいろな仮定を置いておるわけでございます。

それで、いつころこれが見直せるかと考へておる次第でござります。

もです。元アメリカ国防総省の核戦略家ダニエル・エルズバーグ氏が、日本は数週間で核武装可能な、いわゆる仮想核保有国、こういうふうに言っているんです。これは事実かどうかという意味合いのことじゃないんです。彼がそう言つていうのが世界の共通認識だと、ことしの五月二十四日に出されているんです。

問題について言つたらば、世界でプルトニウムの利用は、日本が幾ら民生利用だと言い張つても、現実に需給のバランスや需給の透明性が明らかにできるような状態になれば、こういう考え方や批判というのがありますます強まっていくというふうなことにならざるを得ないんじやないかという懸念を非常に私としてはするわけです。

我々は、「もんじゅ」の事故以後、プルトニウムのリサイクル路線が破綻になつたことは明白なんだから、この問題についてはよく御検討していただきたいということを申し上げました。当初は、近岡長官もこの問題についてはいろいろな条件をつけられたものの、プルサーマル計画の再検討もあり得るだろうというふうな答弁をいたしました。その後、今お話をありましたように、二月四日の閣議の後、動燃改革に当たつてプルトニウムのリサイクル計画には手をつけることができないと。それで、さらに日本のエネルギーの利用から、プルサーマルの計画の再検討だけではなくて、社会的に厳しい問題があるわけですから、そういう問題を考える必要があるのではないかと

いることを重ねて私としては述べたいわけです。今、需給のバランスや需給の透明度が明確にできないような状態に現実になつているんです。この問題を非常に重視しなければならないと思うんです。なぜ九四年からこの需給のバランスを公表するようになつたのか、需給の透明性を高めるために公表するようになったのかという原点をもう一度考え直していくと、原子力基本法に

基づく平和利用に徹する、そして規制もきちっとしなければならない、国際的にも非難を受けるよ

うな状態にないようにならざるとした態度をとるこ

とによって初めてこうした問題点は解消できるこ

とになるわけです。

私たちは、そういう意味からこの計画を再検討

すべきではないかということを申し上げただけで

す。そういふ状況にあるということですか

と、長官、今の時点を一言。

○政府委員(加藤康宏君) 国際的な透明性の点でござりますけれども、我々一年前に需給の見通し

というのをこういう形で出させていただきましたが、毎年白書におきまして、日本がどれだけプルトニウムを持つていて、実際の在庫量、見通しではなくてどれだけあるかということはきちんと公表しております。そういうことは世界にいつも示しているわけでございますので、そ

ういう意味での透明性は十分担保されていると。IAEAもそれを確認しているわけでございますと

いうことだと思つております。

それから、プルサーマルのことにつきましても

いろいろ御指摘がございましたが、先ほど大臣も

答弁されましたように、先般の閣議了解に従つて

着実に進めていきたいと考えている次第でござい

ます。

○国務大臣(近岡理一郎君) ただいまお答えし

たわけであります。が、日本の場合はどうしても平

和利用に徹する、これを貫かなきやならないと

思つております。そういう意味で、今局長から

答弁があつたわけであります。なお整理して、

透明性を確保するために必要なことがあるなら

うことを重ねて私は述べたいわけです。

今、需給のバランスや需給の透明度が明確にで

きないような状態に現実になつているんです。こ

の問題を非常に重視しなければならないと思う

んです。なぜ九四年からこの需給のバランスを公表

するようになったのか、需給の透明性を高めるた

めに公表するようになったのかという原点をもう

一度考え直していくと、原子力基本法に

けあるかというふうな問題だけでなく、これが

らどう動いていくか、年々動いていくものですか

ら、そういう問題について科学的な根拠のある態

度を明確にすることによってのみ初めて国際的に

も理解を得ることになり得るだろうと思つんで

す。私たちはこのリサイクルの問題については賛

成ではありませんけれども、少なくともそういう

ことは規制の問題、平和利用のみに徹するという

観点からいつでも私は非常に大切だということを

重ねて申し述べておきたいと思うんです。

最後に、若干問題は違いますけれども、一言お

尋ねしておきたいんです。兵庫の南部地震を踏

りました。この問題については、原子力安全委員

会でこの審査指針については問題がないというふ

うな報告が出されたわけです。これについては私

もその当時質問をいたしました。

ところが、その後私はいろいろ調べてみたんで

すが、九五年の九月に出された兵庫県南部地震を

受けた原子力発電所の耐震安全検討会は、神戸大

学に設置された地震計により観測された地震動を

岩盤のデータとして耐震指針の妥当性の検討を行

い、現行の指針は妥当だという結論を出しまし

た。

確認しておきたいのは、神戸大学で得られた応

答スペクトルは長周期側、つまり周期が一秒前後

であるが、日本で最大の地震が考慮された浜岡原

発三号、四号の設計地震動は上回つていているわけで

す。さらに、浜岡より小さな地震動を想定してい

る大飯原発などでは〇・七秒前後で既に上回つて

いるということが確認できます。さらに、大飯三

号機の想定地震動と神戸大学で得られた地震動を

比較すると、神戸の地震動が〇・七秒付近で大飯

三号機の想定地震動を超えているわけです。大飯

三号機の格納容器と遮へい壁を兼用するPCCコン

クリート製の原子炉建屋の固有振動数は、南北の

方向が〇・六六四秒です。東西の方向が〇・五八

七秒になります。この振動数を見るなら

ば、決して主要機器は短周期だからよいという結

論には私はならないというふうに思うわけです。

この点に関して当時の原子力安全全局長の宮林さん

の答弁によりますと、「原子炉施設の安全上重

要な建物とか建築物、機器あるいは配管系といっ

たような剛構造でございまして、どちらかといい

たよなうに短周期側に集中しております。

しかし、原発の主要機器は短周期だから大丈夫だ

だという理由は、逆に言えば短周期側のデータし

か必要がないということになるんではないでしょ

うか。それではなぜ零秒から三秒、四秒程度まで

の応答スペクトルを考慮して耐震審査を行うので

すか。もしこのような理由が正しいとすれば、い

わゆる耐震指針の考え方を軽く扱つてもいいと。

長周期は問題にする必要がないということになる

んだつたら、耐震基準そのものに対する態度がい

いかげんなものにならざるを得なくなるんではな

いかというふうに指摘せざるを得ないんですが、

改めて、その後私の調べた内容も含めて、今の点

についてお答えいただきたい。

○説明員(都甲泰正君) それではお答え申し上げます。

最初に、原子力安全委員会で行いました耐震安

全検討会の概要をまず御報告申し上げまして、最

後に具体的に御指摘いただきました点のお答えを

申し上げたいと思います。

○立木洋君 前段の方は私知つておりますから、

後の方だけで結構です。

○説明員(都甲泰正君) はい、わかりました。

確かにこの報告書では、まず神戸大学の地震計の設置地点の地震につきまして、私たちの耐震安全検討会で実際に現地調査を行いまして詳細な調査を行つたところでござります。それで、耐震設計指針で言つております岩盤に相当する地盤ではないということが判明いたしまして、このため神

戸大学における地震計の観測記録は表層地盤による増幅などの影響があつたものと、このように判断したわけでございます。

それから、今、委員御指摘の原子炉施設の安全

上重要な建物・構築物、機器・配管系は剛構造になつておるということでございまして、それでこれらのが固有周期が短周期側に集中していると。

今、委員の御指摘は、もし短周期側に集中しているなら長周期側のデータはなくともいいんではないかという御趣旨かと思うでございますが、これは実は地盤との関係がかなりござります。耐震設計を具体的に行いまして、そのときに構築物とか機器・配管系がどういう固有周期を持つかといふのは地盤との関係が密接でございますので、あらかじめ指針で短周期側だけを想定しておけばいいといふうに決めることができないわけがござります。

それで、指針で言つておりますように、かなり広い範囲の固有周期の範囲を評価対象としたまゝにして、それで実際の固有の発電所の設計が出来ましたときには、それを指針と検討いたしまして妥当性を評価しておるところでございます。

○立木洋君 短周期だけいいんではないかといふうに言ったのは政府委員が言つたんです。私が言つたのではありません。

ですから、委員長さんが言われたのは、私は正確だと思います。だから、零秒から三秒、四秒までを耐震基準としているわけですから、長周期の問題も当然地盤との関係で考慮に入れなければなりません。ありがとうございました。

○矢田部理君 C T B T 条約が発効するということになりますと、核兵器の実験的爆発あるいは他の核爆発も含めて国際法上違法ということになりますね。

○政府委員(河村武和君) 今、矢田部委員がござれました義務といいますのは条約の第一条规定によります。

いまして、「締約国は、核兵器の実験的爆発又は

他の核爆発を実施せず」ということでございます。

で、これを実施しました場合にはこの条約に違反する、こういうことでございます。

○矢田部理君 違反します。

○政府委員(河村武和君) 違反します。

○矢田部理君 違反するということは国際法上違法ということになりますね。

その違法で禁止された行為を国内法的に担保するために今回のこの原子炉等規制法の改正がなさる

れるということになる筋道だと思いますが、核爆発を生じさせた者についてはこれを犯罪として刑罰を科すというのが国内法の建前ですね。それは

そのとおりでいいんでしょうか。

○政府委員(池田要君) 原子炉等規制法におきまして、先生が御指摘のような場合には处罚の対象にするとしてござります。

○矢田部理君 そこで私は、大変重大な疑問を感じるのであります。核実験で爆発させた者は犯罪だと、違法だと。刑事罰をもって处罚をする。

戦争で核兵器を使用させた者は違法にならないんですか。これら辺はどうでしょうか。

○政府委員(河村武和君) 今言われましたことは C T B T の枠外のことでございますので、この枠外でどういうふうに考えるかという話だろうと思ひます。

○矢田部理君 いや、考えるかじやなくて違法に

ならないのかということ。

外でどういうふうに考えるかという話だろうと思ひます。

○矢田部理君 いや、考えるかじやなくて違法に

ならないのかということ。

○政府委員(河村武和君) いわゆる C T B T 上、核兵器の使用が核爆発に該当して禁止されている

のではないかということでございましたら、そういう問題も当然地盤との関係で考慮に入れなければなりません。

○政府委員(河村武和君) この C T B T がまさに

使用を禁止していいこととは国際法的にも認められている考え方でございまして、それでございまますからこそ現在いろいろな場で、例えば国連の決議等の形式において核兵器の使用禁止条約を結んではどうかというような提案がなされています。

○矢田部理君 そんな経過や中身は全部知った上で聞いているんですよ。いいですか、実験は違法で犯罪で处罚するというんでしよう。しかし、本番で使ったときは日本政府は逃げ回る、人道上問題だが違法でないなどという態度をとつてゐるから、頭の均衡を失していませんかとこう言つていら。私の理解では、実験やテストが違法だというなら、しかもこれは犯罪として懲役七年もの处罚をするというのであれば、本番はもっと重い处罚をされてしまうべきだ、そうでなきや均衡を失するというのは私の主張ですが、あなたに聞いてもなかなか答えないのでしょうからこれで終わります。

そこで、その次に聞きたいのは、「核爆発を生じさせた者は、七年以下の懲役に処する」。この「生じさせた者」というのはどういう概念なのか。つまり、例えば核爆発を生じさせるためには大がかりな組織といいますか、段取りや計画立案から大量的技術者、それから関係者をやつぱり擁して核爆発という行はれるわけですが、その中でどの人を处罚するんですか。どういう範囲で处罚するのかを聞きたい。

○政府委員(池田要君) 私どもの解説では、今般

原子炉等規制法に一点設けましたところは、核爆発を直接的に生じさせた者、もしくはその手伝い等を行つた者を处罚するということになつてござります。具体的にどこまでといった点について

等を行つた者を处罚するということになつてござります。具体的にどこまでといった点について

○矢田部理君 刑事罰を科すための構成要件ですから、これは厳格にしなきゃならぬわけです。立法者が余りはつきりしないんだ、あとは司法の判断にまつんだというのじゃ立法者としての責任と

してはいかがなものでしようか。やっぱりこの範囲で立法者としては处罚を考えているとか、生じさせた者の範囲を構想しているとかといふことがあります。

○矢田部理君 それからこそ現在いろいろな場で、例えば国連の決議等の形式において核兵器の使用禁止条約を結んではどうかというような提案がなされています。

○矢田部理君 そのとおりでいいんでしょうか。

○政府委員(河村武和君) 今般の規定で、私どもの理解では、先ほど実施に中心的に役割を担つたと

いつたことで、そういう者につきましては处罚の可能性があると考えてございますけれども、そ

ういった目的意識を明確に持たずに、ただ単に部

分的な行為に対して手伝つたとか関与したとかと

いったことになれば、必ずしもそれは处罚の対象になるといったことは考えられないのではないか

といった意味で申し上げたわけでございます。

○矢田部理君 犯罪ということになれば、共謀共

同正犯論もあれば、お手伝いした従犯もあるわけ

れを企画立案、教唆勧説した教唆犯もあるわけ

だ、こういう人たちは处罚されるんでしょうね。

○政府委員(池田要君) 先生御指摘のような教唆した者があれば、それは处罚の対象になると考えています。

○矢田部理君 それから、これは国外犯も处罚することになつてますね。どこかの国で平和的核

爆破があった、土木工事用のためにやつたと。それを手伝いに行つたりそこで協力を求められた技

術者とか科学者、これも处罚の対象になりますか。

○政府委員(池田要君) 今般の原子炉等規制法におきましては、御指摘のとおり日本国籍を持つた者が海外においてそういう行為に加わつたといふことになれば、これは处罚の対象になるということです。

それが处罚の対象になると考えております。

○矢田部理君 この刑事罰は自然人に対する处罚はどうなるんでしょうか。

○政府委員(河村武和君) 法人に對しては处罚

はどうなるんでしょうか。

○矢田部理君 これが司法の判断といふこともありますけれども、核爆発の実施に直接的にせよ間接的にせよ中心的に携わつた者があるとすれば、

それが处罚の対象になると考えております。

○政府委員(池田要君) これは自然人だけでござります。

○矢田部理君 だから法人はどうなるのか。

○政府委員(池田要君) 法人に對しては対象にしございません。

その理由は、法人それ自体が核爆発を生じさせるといったことは考えられないわけでございまして、現実には法人の構成員たる自然人が行うといふことになるわけでございますから、今般のこの法改正におきましては自然人に関する核爆発を生じさせた場合に処罰する旨規定したところでございます。

○矢田部理君 それは承知の上で伺っているんですけど、つまり核爆発ということになれば、ある個人が行つてどこかでボタンを押せばすぐ爆発するほど単純なものじやないわけですね。大がかりな仕掛け、さつき申し上げたように。そうすると、大きな企業とか法人がやっぱり国家的な事業として引き受けやるとか、いろんななかわり方があるわけですが、自然人だけしか処罰をしない、法

人に對しては制裁規定がないのはいかがかということで問題を指摘しているわけです。それからもう一つ、こういうことを行つた人たちに刑事罰を科して嚴重に処罰をすることは私は結構だと思うのですが、これは条約上何が根拠になつて刑事罰まで科せということになつているんでしょうか。国際的にどの国も同じような関係になつてゐるのかどうか。犯罪として刑事罰を科しなさいというのが規定上見当たらないのですが、担保措置としてそこまで求められているのか、各國ともそういう状況になつてゐるのかを伺つておきたい。

○政府委員(河村武和君) 各国がどういう法制をとっているかということについてでございますがれども、御案内のとおり、この条約をまさに批准するために国会等にお詣りしている国は非常に少いございます。日本がまさにフィジー、カタールに次いで三番目の国でございまして、ほかの国々はまだ条約の提出のための準備過程にあると

いうことでござりますので、それらの国々の国内法制がどうなつてゐるかということについては今までございません。

私たちの方では承知しておりません。他方、条約自身は、まさに条約の三条でござりますけれども、三条におきまして「自國の憲法上の手続に従いこの条約に基づく自國の義務を履行するため必要な措置をとる」ということが規定をしてございまして、まさにこの規定に従いまして各國がこの条約の実施を担保するために適切とされる措置をとる、こういうことになつてござります。

○矢田部理君 原子炉等規制法の七十六条の二というのがありますね。これはたしか七九年に核物質防護条約ができた際に処罰規定を置いたという経過だと思いますが、これを見ておりま

すと、「特定核燃料物質をみだりに取り扱うことにより、その原子核分裂の連鎖反応を引き起こし、又はその放射線を発散させて、人の生命、身体又は財産に危険を生じさせた者は、十年以下の懲役」となっておりますね。今度の立法は生じさせただけで、生命、身体に危険を生じさせなくて七年以下ということになつて、恐らくこの均衡が一つ問題になつたのかと思いますが、本当はもう七年以下といふことになつたのです。

○委員長(猪熊重一君) 全会一致と認めます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長(猪熊重一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後二時五十三分散会

これより討論に入ります。——別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(猪熊重一君) 全会一致と認めます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長(猪熊重一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○矢田部理君 この七十六条の二に對しては、国外犯にも適用するという条項になつていています。御指摘になりました七十六条の二、この罰則が適用されます。

○委員長(猪熊重一君) 他に御發言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。